

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200701	有限会社通津タクシー (法人番号 2250002018278) 代表 者隅泰男	山口県岩国市大字通津 2891番地5	本店営業所	山口県岩国市大字通津 2891番地5	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項、タクシー業務適正化 特別措置法第16条第1 項	令和元年9月3日及び同年10月23日、死亡事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労の等おそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運転者証返納義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)	6	6
20200709	鳥取自動車株式会社 (法人番号 7270001000908) 代表 者澤志郎	鳥取県鳥取市雲山219番地	本社営業所	鳥取県鳥取市雲山219番地	文書警告	道路運送法第27条第3 項	過去1年以内における当該営業所に係る通行禁止違反件数が1年以内で3件に達したことを端緒として、令和2年7月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0